

令和3年11月26日（金）

令和3年第11回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、13番：砂川寛裕委員、14番：仲里敏夫委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は11件でございます。
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から11番は、別紙参考資料1ページから11ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たし
ております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、横嶽団地の南側に位置し、譲受人は機械等は業者に委託して、パパイヤ等が植え付けられ野菜栽培農家です。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部中央公民館の東側500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番と4番の土地は隣り合わせですので、まとめて説明いたします。場所は、宮古空港の西側・宮古地区トラック協会の東側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄県農業協同組合から高野漁港方面800㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してバナナ、パパイヤ、松茸等の果樹栽培農家です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員に代わって12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、松原の渡真利農園の一角に位置し、譲受人は機械等も所有してピーマン等の野菜栽培です。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、比嘉公民館の南東300㎡と旧上野庁舎の北側に位置し、譲受人はえんどう豆の栽培です。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、上区構造改善センターの南側200㎡に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号9番と10番の説明をいたします。場所は、下地高千穂の金城陶芸の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

佐久川推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、西城中学校の北側300㎡のファミリーマートKの東側に位置し、譲受人は機械等は親戚の機械を借用して、野菜作栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、4 件でございます。受付番号 1 2 番から 1 5 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 1 2 番から 1 5 番は、別紙参考資料 1 2 ページから 1 5 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 0 番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、城辺 JA 支店の北側に位置し、譲受人は闇小作解消による農地集積を行い、サトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 3 番と 1 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 2 区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号 1 3 番と 1 4 番の説明をいたします。場所は、新城集落から吉野集落向けと新城集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して、ビニールハウスでニガウリ栽培も行いながら規模拡大でカボチャ・オクラ栽培も行うとの事です。

議 長： 次に受付番号 1 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員をお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号 1 5 番の説明をいたします。場所は、与那覇集落の南側に位置し、譲受人は 7 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号12番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、8件でございます。受付番号16番から23番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から23番は、別紙参考資料16ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号16番から21番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、城辺 JA 支店の北側に位置し、譲受人は闇小作解消による農地集積を行い、サトウキビ栽培です。

受付番号17番の説明をいたします。場所は、城辺 JA 支店の北側に位置し、これまでは親の手伝いで農業していたが今後は自分で農業経営することでのサトウキビ栽培です。

受付番号18番の説明をいたします。場所は、城辺 JA 支店の北側に位置し、譲受人は闇小作解消による農地集積を行い、サトウキビ栽培です。

受付番号19番の説明をいたします。場所は、城辺 JA 支店の北側に位置し、譲受人は闇小作解消による農地集積を行い、サトウキビ栽培です。

受付番号20番と21番の説明をいたします。場所は、城辺 JA 支店の北側に位置し、譲受人は闇小作解消による農地集積を行い、畜産経営で採草地の栽培です。

議 長： 次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号22番の説明をいたします。場所は、三交タクシーの東側と西辺小学校南側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号23番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

佐久川推進委員：

受付番号23番の説明をいたします。場所は、久松中学校の北西250㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号16番から23番について、原案のとおり決定してよろしいですか

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。受付番号24番から32番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号24番から32番は、別紙参考資料24ページから32ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号24番から32番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号1番の説明をいたします。参考資料を参考に説明いたします。場所は城東中学校の東側の西々地区基盤整備地区に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は11件でございます。受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久貝集落の久貝公園の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ作栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場から松原集落向けと松ヶ原ゴルフ場の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ作栽培です。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の北側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ作栽培です。

議長： 次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は下地線の川平建設資材置場の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ作栽培です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場から松原集落向けの基盤整備地区に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は七又集落の十字路から保良集落向け200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、新城集落から保良集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、上区構造改善センターの南側200㎡に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、友利集落の東側のムイガーから西東集落向けに位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、高千穂集落の東積間公民館の東側200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、洲鎌のツノジ公園から西側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・カボチャ栽培農家です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 休憩します。

議長： 再開します。

議長： 次に、日程第5議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いします。

川満委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和3年11月4日(木)に調査員として、芳山会長、14番：仲里敏夫委員、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主任主事の6名で調査、日程として午前9時30分から午後3時30分まで現地調査を行い、午後3時30分から4時30分まで事務局にて調査内容調整会議で11月17日の内部審査会での4条申請2件、5条申請10件、合計12件の調査内容結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地・川満集落から宮古空港向け600㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、はなぞのこどもえんから東小学校向け80㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第6議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久貝コミュニティーセンターから西側220mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久貝コミュニティーセンターから西側220mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、久貝コミュニティーセンターの北側100に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、吉信産業の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、市営北団地の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地 1 0 h a 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、平良第 1 小学校の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、用途地域第 1 種中高層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、創価学会文化施設の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・段差等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、伊良部長浜公民館から東側300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・段差等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 14 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、伊良部長浜公民館から東側 300 ㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 2 種農地、宅地・段差等に囲まれた周辺農地 10ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに説明を 14 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は、A コープ佐良浜店の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地 10ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、7件でございます。欠番番号1番から7番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。11月9日に平良地区農地パトロールを行い、場所は池間集落の北側の一週道路沿いと池間島リゾートホテルアイランドテラスニーラの北側に位置し、現況は岩盤が多く、長年農地利用がなく原野状態であることから、今後も農地利用が見込めないため非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。11月9日に平良地区農地パトロールを行い、場所は大神地区離島コミュニティーセンターの北部方面に位置し、現況は岩盤が多く昔から農地利用がなく原野状態であるため非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、臨港荷川取線と市道下崎西原線の交差点から西向け130㍍に位置し、申請地は表土も浅く、岩盤が多いため農地としての利用が困難であるため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。11月10日に伊良部地区農地パトロールで、場所は長浜集落から南東部600㍍に位置し、現況は岩盤地で農地としての利用がなく原野状態で今後も農地利用がないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、伊良部ヴィラブリゾートの西側100㎡に位置し、申請地は長年農地利用がなく、現況は原野状態であるため、今後も農地利用が見込めないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、佐和田集落の北側に位置し、申請地は耕土深も浅く、岩盤が多いため、20年以上前から農地利用がなく、今後も農地利用が見込めないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、市立佐良浜保育所の西側に位置し、申請地は耕作地に通じる耕作道がなく農地利用が出来なく原野状態であるため、今後も農地利用が見込めないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。
はい、16番委員

長濱委員：

先日の宮古島市農地一斉パトロールについての今後の事務局としての実施状況方針を報告して下さい。

松川事務局：

委員及び推進委員の皆さん、先日の一斉農地パトロールの際は大変ご苦労様でした。農地一斉パトロールについては8月から11月の期間内で実施してと国からの依頼があり、宮古島市は11月に実施して、一斉パトロールでいろんな案件等を確認しながら行い、今年については、半分が違反転用、半分が遊休農地、再生農地等を確認して行い、今回は全年度になかった2号仮登記（権利関係）して遊休化している農地を今後、仮登記地主との合意等を取り付けて耕作者に耕作させるような取組が出来ればと思います。又、利用意向調査等の追跡調査を実施し農地の再生を実施できればと考えています。委員・推進委員の皆様方から現場確認を行い確認したいことがあれば事務局まで相談して下さい。

議 長： ほかに発言等はありませんでしょうか。

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和3年第11回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和3年11月26日

会 長 芳 山 辰 巳
13番委員 砂 川 寛 裕
14番委員 仲 里 敏 夫